

健全な行政経営を推進する酒田

～質の高い行政サービスが持続的に提供されるまち～



酒田市中期財政計画
令和5年度～令和9年度

令和5年6月

0 計画策定の背景「なぜ財政健全化が必要なのか」

1 計画策定の目的

2 計画期間

3 計画の位置づけ

4 試算の前提

5 計画期間の予算積み上げ

6 計画期間の財政見通し

7 基金残高の見込み

8 市債残高の見込み

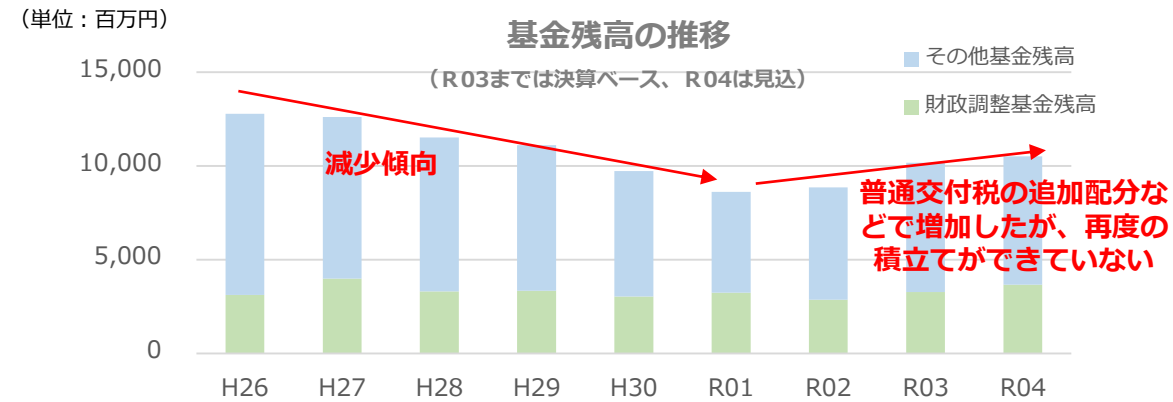
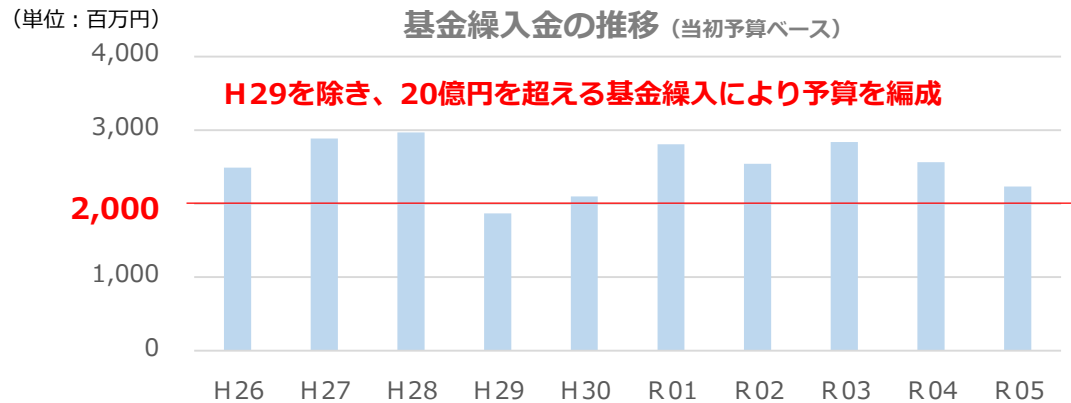
9 計画期間の収支不足への対応策

10 中期財政計画のまとめ

0 計画策定の背景「なぜ財政健全化が必要なのか」

普通交付税の合併算定替※1の段階的縮小など、経常的な歳入が減少傾向にある中で、多様化、複雑化する行政サービスに対応するための経費や、有利な起債である合併特例債の発行による公債費の増などで歳出は増加しているため、慢性的な財源不足が続いています。

- ① 予算編成にあたり、財源不足に対応するため20億円を超える基金からの繰入（貯金の取崩し）が続いています。
- ② 令和元年度以降、外的要因で基金が増加したものの、通常ベースでは再度の積立てができていないため基金が目減りしています。



- ③ このままの財政運営が続く場合、年度間の財源変動に備えるための財政調整基金※2を一定の水準に保つことが難しくなてきます。

- ▶ 今後新たに発生する行政サービスに対応できなくなったり、新規事業ができなくなる恐れがあります。
- ▶ これに対応するため、中期財政計画の策定に先行する形で令和5年度予算編成より「プロジェクト30-30」をスローガンとした取組みを実施しています。具体的には、①**財政調整基金の残高30億円を確保する**、②**市債発行上限額を30億円／年（5年間で150億円以下）**とする、の二つを実行しています。

※1 普通交付税の合併算定替…市町村合併による普通交付税上のデメリットをなくすための特例措置。合併がなかったものと仮定して、合併前の旧市町村ごとに算定した普通交付税の合算額を保障するもの。合併後10年間は、それぞれの交付税を合算した額とし、11年目以降5年間で段階的に縮小する。本市は、令和2年度に終了した。

※2 財政調整基金…年度間の財源の不均衡を調整するための積立金。社会情勢、事業の変動などにより財源が不足する場合や災害対応などにより生じた財源に充てる場合などに繰入ができる。

1 計画策定の目的

本市は、平成30年3月に酒田市総合計画を策定し、今後10年間の基本的な運営指針となる「総合計画」及び前半5年で行き組む施策を示した「前期計画」を策定しました。また、令和4年12月には、前期計画に掲げた施策の進捗状況の評価したうえで、「後期計画」（令和5年度から令和9年度までの5年間）を策定しました。

この後期計画では、「健全な行政経営を推進する酒田」として、「質の高い行政サービスが持続的に提供されるまち」を目指すこととしています。

酒田市中期財政計画は、後期計画や令和5年度予算編成を踏まえ、**総合計画に掲げる目標を達成するための施策を実行するうえで、計画期間の財政収支の見通しを試算し、これに対する収支均衡への対応策を明らかにすること**で、持続可能な財政運営を目指すものです。

2 計画期間

- ① 計画期間は、**令和5年度から令和9年度まで（5年間）**とします。
- ② 総合計画の計画期間に合わせることで、総合計画の施策の実行性を担保しながら、健全な財政経営を目指します。
- ③ 計画期間内の急激な経済状況や社会情勢の変化、国や県の政策により、見込みに変化が生じる場合は、計画を見直して改定を行います。

3 計画の位置づけ

- ① 予算編成（令和6年度～令和9年度）に当たっての指針とします。
- ② 総合計画に位置付けがないものの、今後の社会情勢の変化などにより市が新たな行政サービスを実施する必要性が発生した場合、政策判断の指針とします。

4 試算の前提

- ① 一般会計で試算しています。
- ② 令和5年度予算編成時点の制度等により、将来的な財政需要を見込んで試算しています。
- ③ 一部の費目において、人口動態や、国の試算で示された名目経済成長率、消費者物価指数を参考に試算しています。
- ④ 令和5年度予算編成から実施している、**プロジェクト30-30**を反映して試算しています。
- ⑤ 令和5年4月に策定した、**酒田市職員数適正化方針（令和5年度～令和9年度）**を反映して試算しています。

歳入、歳出ごとの試算の前提は次ページのとおりです

歳入

- 市税については、令和5年度予算編成時における経済状況、地価等の見込み、税制改正をもとに試算しています。
- 主要基金である財政調整基金、市債管理基金※1、さかた応援基金※2及び地域づくり基金※3**からの繰入金については、プロジェクト30-30実施による公債費の削減分を見越し、令和6年度以降は段階的に減額して調整しています。
- ふるさと納税寄附金を、令和4年度実績の**35億円**で試算しています。
- 普通交付税の基準財政需要額※4は、算定項目のうち事業費補正と公債費算入分（地方債の元利償還金に対する交付税措置分）を市債発行予定額と連動させ、基準財政収入額※5は市税の増減率を見込んで試算しています。
- 扶助費と投資的経費に係る財源（国・県支出金、市債）は、事業費に連動させて試算しています。

歳出

- 人件費については、定年退職の段階的延長を考慮して試算しています（令和5、7、9年度は定年退職なし）。
- 扶助費については、各種給付金・手当の対象者数の推移や、これまでの実績を踏まえて試算しています。
- 公債費については、プロジェクト30-30の実施により、**令和5年度が償還のピーク**になると見込んでいます。今後の市債発行予定額の元利償還金を加算し、利率は、直近の借り入れ利率や長期プライムレートなどを参考にしています。
- 投資事業については、令和5年度当初予算における計画や、総合計画に位置づけられた事業をもとに試算しています。
- その他の経費については、一部事務組合への分賦金や公営企業会計、特別会計への負担金等も含まれます。また、想定される年度において、選挙経費と国勢調査経費を加算して試算しています。

※1 市債管理基金…市債の償還財源を確保し、市債の償還資金に充てるための積立金。

※2 さかた応援基金…ふるさと納税制度による寄附金をもって、魅力あるまちづくりを推進する事業の資金に充てるための積立金。

※3 地域づくり基金…旧合併特例債を原資とした、市民の連帯の強化及び地域振興等事業の資金に充てるための積立金。

※4 基準財政需要額…普通交付税の算定基礎となるもので、地方公共団体が合理的かつ、妥当な水準における行政を行うための財政需要を一定の方法によって合理的に算定したものである。

※5 基準財政収入額…普通交付税の算定基礎となるもので、地方公共団体の財政力を合理的に測定するために、法定普通税を主体として、標準的な税収入の一定割合により算定したものである。

5 計画期間の予算要求額積み上げ (単位：百万円) **仮算出**

項目	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	当初予算額	試算額	試算額	試算額	試算額
歳入	55,200	52,758	51,900	50,451	49,792
一般財源	35,038	34,225	34,109	33,663	33,296
うち市税	13,422	13,283	13,337	13,393	13,305
うち地方交付税	14,581	14,251	14,068	13,556	13,260
うち臨時財政対策債※	253	266	263	252	246
特定財源	17,821	18,002	17,654	16,402	16,364
うち市債 (臨時財政対策債を除く)	2,968	3,642	3,556	3,037	3,106
基金繰入金 (R6以降は、主要基金含まず)	2,341	531	137	386	132
歳出	55,200	55,043	54,255	52,315	51,167
義務的経費	24,135	24,100	23,174	22,766	21,997
人件費	7,192	7,694	7,297	7,650	7,258
うち退職手当	105	486	0	425	0
扶助費	9,297	9,241	9,207	9,116	9,072
公債費	7,646	7,165	6,670	6,000	5,667
投資的経費	5,521	5,928	5,431	4,919	5,125
その他	25,544	25,015	25,650	24,630	24,045
差引：歳入－歳出 (財源不足額)	0	▲ 2,285	▲ 2,355	▲ 1,864	▲ 1,375

※ 臨時財政対策債…一般財源の不足に対処するため地方財政法5条の特例として発行される地方債。基準財政需要額を基本に団体ごとの発行可能額が算定される。

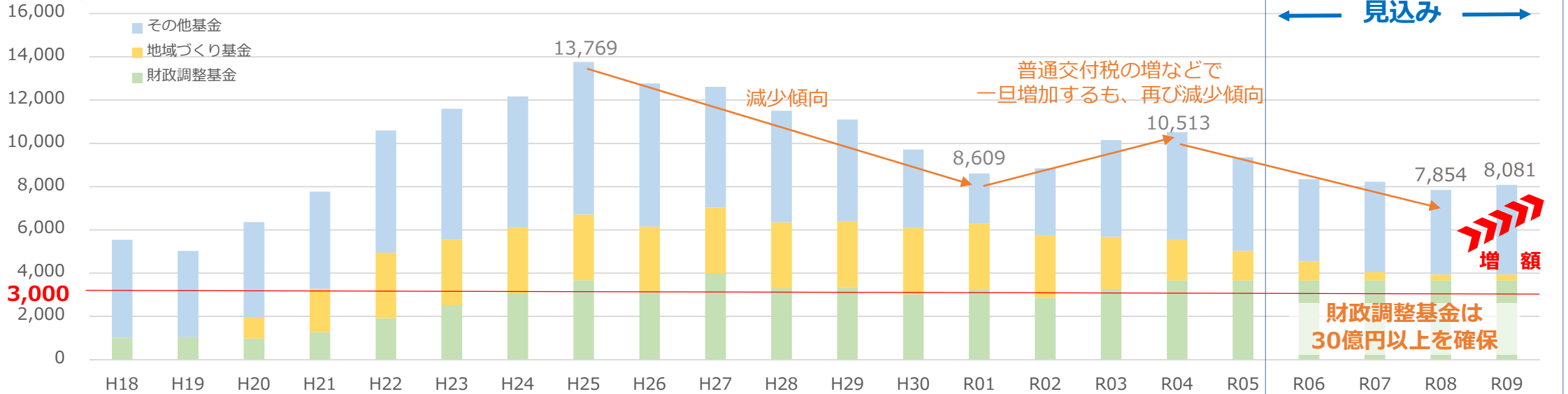
6 計画期間の財政見通し (単位：百万円) 中期財政計画

項目	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	当初予算額	試算額	試算額	試算額	試算額
歳入	55,200	54,128	53,203	52,047	51,155
一般財源	35,038	35,127	35,067	34,273	33,987
うち市税	13,422	13,283	13,337	13,393	13,305
うち地方交付税	14,581	14,255	14,119	13,560	13,343
うち臨時財政対策債	253	267	264	252	248
特定財源	17,821	16,872	16,664	16,288	16,136
うち市債 (臨時財政対策債を除く)	2,968	3,000	3,000	3,000	3,000
基金繰入金	2,341	2,129	1,472	1,486	1,032
歳出	55,200	54,128	53,203	52,047	51,155
義務的経費	24,135	23,983	23,064	22,589	21,766
人件費	7,192	7,638	7,178	7,499	7,084
うち退職手当	105	486	0	425	0
扶助費	9,297	9,237	9,202	9,112	9,068
公債費	7,646	7,108	6,684	5,978	5,614
投資的経費	5,521	5,005	3,584	4,856	4,863
その他	25,544	25,140	26,555	24,602	24,526
差引：歳入－歳出 (財源不足額)	0	0	0	0	0

7 基金残高の見込み

- ① 中期財政計画における基金残高の見込みは下表のとおりです。
- ② 合併特例債を原資とした地域づくり基金の創設などにより、基金全体の残高は平成25年度がピークとなっています。その後、普通交付税の合併算定替の段階的縮小などにより不足した財源を補うため、基金の取り崩しが続いた結果、ピーク時に比べ、令和元年度では52億円ほど基金が減っています。その後、令和2年度はコロナ禍の事業休止による基金繰入額の減少、令和3年度は前年度繰越金の増（18億円）や例外的な普通交付税の追加配分（7.2億円）、令和4年度は運用基金※1である土地開発基金の廃止による公共施設等整備基金の積み増し（8.2億円）や、令和3年度と同様の例外的な普通交付税の追加配分（2.5億円）などにより増加しています。
- ③ 中期財政計画では、基金全体の金額は令和8年度までは減少し、令和元年度を下回るものの、財政調整基金の残高は30億円を確保し、令和9年度には基金全体での積み増しができる見込みとしています。

(単位：百万円)

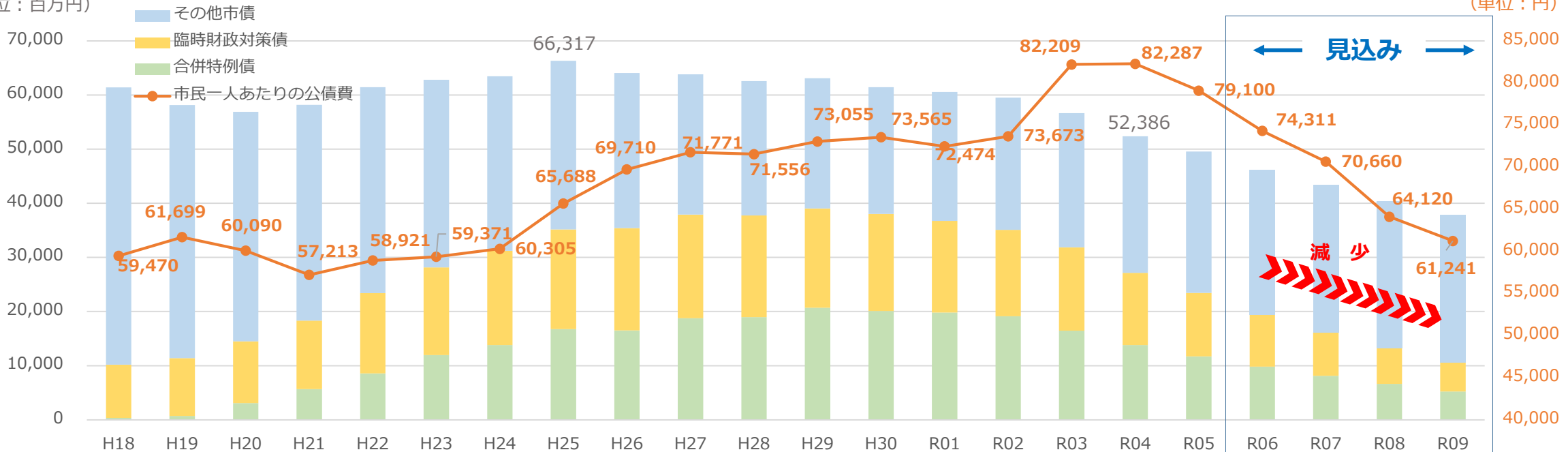


※1 運用基金…特定の目的事業のための資金の貸付け、財産等の一時取得などを実施するために設置される基金。対して、公共施設等整備基金などは積立基金であり、財産の維持、資金の積立のために設置されるものとなっている。上記の基金残高は、普通会計（一般会計+駐車場事業特別会計）ベースでの積立基金の合計となっている。

8 市債残高の見込み

- ① 中期財政計画における市債残高の見込みは下表のとおりです。
- ② 臨時財政対策債や、合併特例債の発行により平成25年度がピークとなっています。その後も、市庁舎の建設や駅前再開発などの大型事業により市債残高が高止まりしています。これまでも返済額以上の借入をしない総量規制や繰上償還を行っていましたが、残高の減少にはつながりませんでした。また、市民一人あたりの公債費は、人口減少の影響もあり、合併時と比べると非常に高くなっています（令和3年度の類似団体※1の平均34,050円 ⇔ 酒田市82,209円）。
- ③ 中期財政計画では、市債発行額を5年間で150億円以下とすることで、市債残高が大幅に減少し、市民一人あたりの公債費も減少すると見込んでいます。

(単位：百万円)



※1 類似団体…類似団体とは、人口と産業構造により設定された類型により、大都市、特別区、中核市、特例市、都市、町村ごとに団体を分別したもので、令和3年度総務省「財政状況資料集」からの出典。また、山形県内市町村の一人あたり公債費の平均は、56,963円となっている。

9 計画期間の収支不足への対応策

- ① プロジェクト30-30の実施によって、市債発行額を抑制し公債費を削減（試算に反映済み）します。
プロジェクト30-30の実施と合わせて、臨時財政対策債の発行も縮小していくことにより、公債費は令和9年度には、令和5年度と比較して**約20億円減少する見込み**としています。
- ② 酒田市職員数適正化方針※1に基づき、デジタル活用や業務の見直し、会計年度任用職員や任期付職員などの多様な任用形態や業務委託の活用（技能労務職の退職不補充を含む）、組織体制の見直し（総合支所機能の見直しなど）、時勢に応じた働き方や勤務形態の検討などに取り組み、令和9年度までに**常勤職員数を61名、人件費を2.5%縮減**（試算に反映済み）することを目指していきます。

そのうえでさらに発生する財源不足に対しては、次の対応策を検討していきます

- ・ 市税収納率の維持と税外債権収納率の向上、未利用財産の売却・利活用、市内総生産及び市民1人あたりの所得の向上に寄与する施策を展開し、市税特に個人市民税、法人市民税及び固定資産税の増収を図ります。
- ・ 子育てや福祉に対する国や県の支援拡充などに伴い、扶助費にかかる市の負担分も増加しているため、**事業の有効性や事業目的の適格性を客観的に判断（総点検）**し、市の単独事業の圧縮及び廃止に繋がります。
- ・ 公共施設の統廃合による管理経費の削減について、**具体的な削減目標を設定**し実行します。
- ・ 繰上償還の実施により、さらなる公債費の削減に努めます。

※1 酒田市職員適正化方針…令和5年4月改定（令和5年度～令和9年度期）。事務事業の見直しや民間活力の導入等を図りながら、計画的に常勤職員数削減に取り組むもの。

10 中期財政計画のまとめ

- 中期財政計画では、**財政調整基金の残高30億円を確保し、市債発行上限額を30億円／年（5年間で150億円以下）に抑制**しています。
- また、公債費及び人件費の削減により、基金繰入金を減少することができるため、これまでの**基金に依存した予算編成からの脱却**が見込めます。
- 基金繰入金が増加することで、令和9年度には基金全体の金額を維持できる見込みとなり、財政健全化を図っていくことができます。
- 中期財政計画の試算には、すでに実行段階の事業費などを反映させたうえで、収支均衡を図っていますが、現時点で検討中の普通建設事業などは、今後適正規模や事業費の精査を図っていく必要があるため、**計画期間内での実行を約束するものではありません**。今後も歳入の減少が見込まれることから、財政健全化を念頭におきつつ、優先順位を決定したうえで、予算編成を行っていきます。